

「経営改善支援資金」制度の拡充について

☞ 中東情勢や物価高などの影響を受け、コスト増に直面する区内中小企業に対して資金繰りを支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、融資制度の拡充を図る。

内容

1 目的

物価高騰や中東情勢の緊迫化が区内中小企業に与える影響を踏まえ、経営改善に取り組む事業者が必要な運転資金等を確保できるよう、「経営改善支援資金」制度の拡充を図る。

2 拡充の内容

(1) あっせん限度額を1,000万円増額する。

一般：1,500万円 → 2,500万円

区民：2,000万円 → 3,000万円

※区民・・・代表者が区民の場合

(2) 限度額内での追加利用回数を拡充する。

1回 → 2回

3 実施方法

経営相談・審査・あっせん手続後に金融機関により融資を実行する。

4 実施期間

令和8年8月3日（月）から

令和9年3月31日（水）まで（予定）

5 周知方法

区のおしらせ（8月1日号）、

区ホームページ、チラシ等による周知を行う。